大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第５条第１項第５号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和８年７月17日

滋賀県知事　三日月　大造

１　大規模小売店舗の名称および所在地　（仮称）守山ハズイタウンＡＢ街区　守山市金森町字大苗 472 番ほか 35 筆

２　大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名　株式会社ハズイ開発　草津市大路三丁目２番19号　代表取締役社長　筈井武司

３　変更しようとする事項

⑴　変更前

ア　駐輪場の位置および収容台数　届出書の添付図面のとおり　80台

イ　廃棄物等の保管施設の位置および容量　届出書の添付図面のとおり　152㎥

⑵　変更後

ア　駐輪場の位置および収容台数　届出書の添付図面のとおり　112台

イ　廃棄物等の保管施設の位置および容量　届出書の添付図面のとおり　188㎥

４　変更年月日　令和７年２月20日

５　変更の理由　アについては、駐輪場を増設したため　イについては、バックヤードのレイアウト変更を行ったため

６　届出年月日　令和８年７月１日

７　届出書類の縦覧場所および縦覧期間

⑴　縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室　大津市京町四丁目１番１号

滋賀県商工労働部中小企業支援課　大津市京町四丁目１番１号

守山市都市経済部商工観光課　守山市吉身二丁目５番22号

⑵　縦覧期間　令和８年７月17日から令和８年11月17日まで

８　意見書の提出期限および提出先

⑴　提出期限　令和８年11月17日

⑵　提出先　滋賀県商工労働部中小企業支援課　〒520－8577　大津市京町四丁目１番１号